

特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ

第5回通常総会

日時：2018年5月20日（日）14時30分～16時30分

場所：NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ

次第

1. 開会
2. 議長選出
3. 議事
 - 第1号議案 2017年度事業報告（3～10P）
 - 第2号議案 2017年度収支決算報告
 - 監査報告（P）
 - 第3号議案 2018年度事業計画（案）について（11～16P）
 - 第4号議案 2018年度社員・役員（案）について（17P）
 - 第5号議案 2018年度収支予算（案）について（18P）
 - 第6号議案 定款変更について（19P）
4. 議長解任
5. その他
6. 閉会

ごあいさつ

2017年度も多くの皆さまに、私ども Annaka ひだまりマルシェを後ろ支えしていただきましたことに、心から感謝申し上げます。
おかげさまで、以下にまとめます様々な事業を実施することができました。ありがとうございました。

2017年度に実施した事業の中で最も心に残り、そして自分自身の思考を巡らせる時間ともなったのが、哲学者である内山節氏をお迎えして開催した3回連続講座「内山塾 in 安中（2017年度地域づくり団体活動支援事業）」でした。

内山氏は、東日本大震災は、私たちが「潜在的な危機を内包した社会」で暮らしていることを教えた出来事であったと述べ、現代社会において「暗黙の了解」となっている事柄について、私たち自らで再点検していくことの必要性を語っています。

東日本大震災をきっかけに生まれた Annaka ひだまりマルシェの6年間は、まさに内山氏の言う「現代社会の暗黙の了解」を一市民として、様々な事業を通して再点検してきた日々であったと感じています。そして、日々の中で、目の前の事柄にひとつひとつ向き合い、考えていくという作業は、到底一人ではできなかったということも実感して参りました。

お忙しい毎日の中で、大切な時間を Annaka ひだまりマルシェに割いてくださった多くの皆さまに、改めまして感謝申し上げます。

たくさんの方が子どもたちのために力を注いでいる、という事実は、子どもたちにとって何にも代えがたい心の支えになるのではないかと。そうであってほしいと、心から願っております。

これからも、どうぞよろしくお願いいたします。

2018年5月12日

NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ 代表理事 神戸るみ

第1号議案：2017年度事業報告（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1 実施事業の成果及び実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ファミリーサポート事業：非収益事業（安中市委託事業）

事業概要

ファミリーサポート事業は2017年度から安中市の委託として事業を行ってきました。それに伴いファミサポ24時間講習などを開始し、より一層のサポート充実を目指しました。また、外国語のパンフレット作成の必要性など、幅広い会員層があるということを実感しました。

事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
ファミリーサポート事業	子育てに忙しい・大変な思いをしているお父さん・お母さんと、子育てを手伝いたいという方とをつなぐネットワーク的事业。	通年	原則的にサポーター会員宅	2	安中市内在住者サポート実績のべ207回
親子ワークショップ	子どもたち・その親・会員を対象とした手作りワークショップを開催。 ・スイーツデコワークショップ ・UVレジンワークショップ ・クリスマスリースワークショップ	2017年 7月29日 8月11日 12月9日 全3回	NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ	5	安中市及び安中市近隣市町村在住者のべ20人
24時間講習 (子育てサポーター養成講座)	子どもの預かりをする上で学習しておくべきことをまとめた講習会を4日間に渡り開催。参加はファミサポ会員の他、現役子育て世代・孫育て世代の方々が集まった。	2017年 7月18日・19日 20日・21日 全4日	基幹集落センター	4	安中市及び安中市近隣市町村在住者のべ60人
ワークルール教室	弁護士をお呼びして、働くとは何なのか、ということから、働く中で生じた困りごとを解決するための知識、法律について学んだ。	2017年 11月3日	NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ	3	安中市及び安中市近隣市町村在住者のべ18人

宿題プロジェクト	学校の長期休暇における宿題などを集中して作業するための場所・時間・教員などの提供。夏休みは絵画教室、冬休みは通常のものを行った。	2017年 8月9日 2018年 1月5日	安中市文化会館 NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ	2	安中市及び安中市近隣市町村在住者のべ19人
会員交流会	ファミサポ会員相互の交流・情報共有を目的とした交流会で、新規会員を増やすためにレ腹話術師を招き、非会員の参加も募った。	2018年 3月10日	NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ	2	安中市及び安中市近隣市町村在住者のべ17人
ひだまり子ども食堂事務局	ひだまり子ども食堂の事務局機能を担いました。	2017年6月より 通年	NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ	2	安中市及び近隣市町村のべ300人

【会員数】※いずれも2018年3月31日現在の会員数

依頼会員：63人 / 提供会員：108人 / どっちも会員：35人 …合計のべ206人

ファミサポ24時間講習（子育てサポーター養成講座）



安中市ファミリー・サポート・センター
子育てサポーター養成講座のお知らせ
参加無料
～ファミサポ24時間講習～
託児有
子育て中のご家庭を地域みんなで支えるための「子育てサポーター」を養成します！
「子育て支援活動、子育て支援員としての活動」を学ぶ機会が豊富です。「子育て支援員としての活動」は、地域から活躍できる機会が豊富です。「子育て支援員としての活動」は、地域から活躍できる機会が豊富です。
開催日時・内容
2017年7月1日(土) 8:00～12:00
2017年7月2日(日) 10:00～13:00
7月3日(月) 10:00～12:00
7月4日(火) 10:00～12:00
7月5日(水) 10:00～12:00
7月6日(木) 10:00～12:00
7月7日(金) 10:00～12:00
7月8日(土) 10:00～12:00
7月9日(日) 10:00～12:00
開催場所
お母さん支援センター 1F 研修室
〒379-0221 群馬県安中市松井町東町243 (安中市役所南隣り)
申し込み・お問合せ
NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ内
安中市ファミリー・サポート・センター
〒379-0222 群馬県安中市松井町東町244
電話 027-284-0131 FAX 027-284-0130
メール annaka@fam-support.or.jp



ワークルール教室



親子で学ぶ！(親子よう) 日曜 2017年11月3日(金) 13時～15時
親子で考える ワークルール
「2017年、特別労働法改正は、ありとあらゆる労働者に適用されることになりました。働き手も、働く場所も、働く時間や場所も、働き方にも変化が起きている。働き手も、働く場所も、働く時間や場所も、働き方にも変化が起きている。働き手も、働く場所も、働く時間や場所も、働き方にも変化が起きている。」
講師：佐藤 幸子 氏
参加費 無料
お申し込み・お問合せ
NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ内
安中市ファミリー・サポート・センター
〒379-0222 群馬県安中市松井町東町244
電話 027-284-0131 FAX 027-284-0130
メール annaka@fam-support.or.jp

親子ワークショップ



② カフェ事業 : 収益事業

事業概要

ひだまりカフェでは、平日のランチ営業に加え、イベントへの出店も積極的に行いました。また、カフェスペースを貸し出し、イベントや映画上映会、講演会などにご利用いただく「シェアカフェ」の事業形態がおおまかに固まり、広く告知を行うことのできる体制が整いました。

市民活動支援では、社会課題に対して「何かを始めたい」と思っている方の一助になる、というひだまりマルシェの今後の役割も見出すことができました。

また、まちづくり関連イベントとして哲学者の内山節さんをお招きしての連続講座を開催し、「コミュニティにおける住民自治」について考察する契機となり、来年度以降の法人運営の重要な視座を持つことができました。

事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
カフェ営業	ランチ営業及びイベントへの出店。 ・花と緑のぐんま祭り（峠の湯メイン会場） ・交安祭（安中市内） ・バイブレーションテーブル（下仁田町） ・もりのまつり（安中市内） ・あんなかまつり	ランチ営業：通年	NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ	2	のべ約 900 人
ひだまり土曜日	今年度はオレンジサロンも同時開催。4周年の11月にはひだまり子ども寄席を開催。	4月～12月の 毎月最終土曜日		4	のべ約 300 人
シェアカフェ	映画上映や勉強会などを目的とした、カフェスペースの貸し出し。	通年		3	のべ約 150 人
まちづくり関連イベント	市民が自ら住まう場所について考える契機となる座談会を開催。	内山塾 in 安中 全3回		1	のべ約 50 人
委託販売	地産地消を掲げて活動している団体や就労施設などの商品や手作り品の委託販売。	通年		1	—
市民活動支援事業	安中市市民活動推進助成事業として実施。	市民活動立ち上げ支援・SNS 講座の開催		1	のべ約 50 人

特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ
第5回通常総会

内山塾 in 安中

(地域づくり団体活動支援事業として実施)

～東日本大震災後の私たちと今後の共同体の在り方について～

内山塾 in 安中

主催：NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ



哲学者である内山節氏は、東日本大震災は私たちに「潜在的な危機を内包した社会」を露わしていることを教えた出来事であると述べると同時に、現代社会において「福助の了解」になっていることを、私たちが再点検していくことの必要性を語っています。東日本大震災をきっかけに活動を始めた私たち Annaka ひだまりマルシェは、現在、法人化 4 年目を迎えています。思えばこれまでの時間は我が子から始まり、全ての東日本大震災後を生きた子どもたちを前に、自分たちの暮らしで足元にある様々な問題と向き合ってきた。内山氏の言うところの「再点検」してきたのと同じです。この度、内山節氏をお招きし、6 年を経過した東日本大震災を切り口として現代社会の福助の了解について再考し、これから私たちがどこで暮らしを営んでいくべきなのかについて考えたいと思います。

内山塾 in 安中

【講師】内山節 氏

- 【日時】第 1 回：5 月 26 日（金）19 時～21 時 30 分
- 第 2 回：7 月 2 日（日）13 時 30 分～16 時
- 第 3 回：9 月 23 日（日）13 時 30 分～16 時

【場所】NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ（群馬県安中市松井田町松井田 564）

【参加費】各回：おひとり 1,000 円（ドリンク付き）
【お申込み・お問合せ】NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ
Tel 027-384-3131 / fax 027-384-3130

平成 29 年度 地域づくり団体活動支援事業助成事業（申請中）

日替りランチ

ランチ take out



4 周年記念土曜日「ひだまり子ども寄席」

(サンヨー食品青少年アシスト助成事業として実施)



もりのまつり



市民活動支援事業（ささえあいカフェ／あんなか兄弟姉妹会）



市民活動スキルアップ講座「SNSの発信を1up！」

(安中市市民活動推進助成事業として開催)




③ オレンジサロン・買い物代行事業 : 非収益事業（共同募金地域配分事業）

今日、都市部のみならず、地方においても社会構造が複雑化し、役割が分化し、人と人との紐帯が細くなっています。

このような状況の中で、私たちはここ松井田町で何ができるのか。

当該事業に於いて、私たちは、「認知症」「買い物弱者支援」という社会的にも認知度の高い事業を糸口に、安中市における高齢化の現状について向き合い続けてきました。そして今年度は、地域包括ケアシステムにおけるインフォーマル事業の担い手として、ケアプランにひだまりマルシェの生活サポートがサービスとして明記されるなど、事業実施の意義を、より実感することができました。

事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
オレンジサロン	<p>“認知症”を出発点として、高齢化の進む松井田町での暮らしについて考えるサロンを計5回開催しました。</p> <p>2017年</p> <p>4月29日（土） 春のコンサート</p> <p>5月27日（土） ユマニチュード上映会</p> <p>6月24日（土） 介護・在宅医療について</p> <p>10月28日（土） 余命告知・延命治療について</p> <p>2018年</p> <p>2月24日（土） 一億総老後崩壊社会を考える 藤田孝典氏 講演会</p>	<p>2017年</p> <p>4月29日（土）</p> <p>～</p> <p>2018年</p> <p>2月24日（土）</p>	<p>NPO 法人 Annaka ひだまりマルシェ</p> <p>（2月の回のみ、松井田町文化会館小ホールにおいて開催）</p> 	1	のべ150人
高齢者の生活サポート事業	<p>松井田町の高齢者の方の生活支援の中で、特に買い物を中心としたインフォーマル事業。</p> <p>事業の実施を通して、高齢者が要支援状態となる前段の在宅生活の時間を市民活動として支える形についても考察を深めました。</p>	<p>2017年4月1日</p> <p>～</p> <p>2018年3月31日</p>	安中市松井田町内	1	のべ60人

④ 空白地調査事業 : 非収益事業 (群馬県共同募金会「地域から孤立をなくそう」特別配分事業)

事業概要 :

首都大学東京教授であり社会学者である玉野和志は、社会調査とは「何が問題かわからないとき」「何をすればいいかわからないとき」に、まずは当事者に聞いてみる手段であり、その手法には①聞き取り調査②書かれた資料の収集と分析③サーベイ調査(標本調査)の3つがあると述べています。また、「NPOにとっての社会調査の効用」について、NPOが肌で感じている社会課題を上記調査によって、自分たちだけの感覚、考えではないということを裏付ける手段、つまり仮説を裏付ける手段になり得るということを挙げています。

これまでNPO法人活動を進めていく中で、NPOとして実感している社会課題を事業の実施を通して地域住民と共有し、また行政施策への働きかけをしていく必要性を実感していますが、それを実現するために今の私たちに欠けているものこそ、この「社会調査による裏付け」であり、この社会調査の手法を学ぶことが今後の法人活動を言葉のみが上滑りすることなく、地に足の着いたものにするために必要不可欠であるという認識の下、下記事業を実施します。

事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
地域交通に関する調査研究	① 聞き取り調査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人数: 50名 ➢ 対象地域: 安中市松井田地域 ➢ 聞き取り携帯: 訪問面接法 ② 報告書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 買い物に関するソリテールマップの作成 ➢ コミュニティマップの作成を通しての家族の在り方についての考察 ➢ 松井田地域における社会資源について 	通年	松井田町	1	のべ50人

⑤ 3.11 事業 : 非収益事業 (パルシステム連合助成事業・高木仁三郎市民科学基金助成事業)

群馬県における「放射線の健康への影響に関する有識者会議」は、群馬県においては甲状腺検査の必要はないとしています。しかし私たちは、事故当時の初期被曝線量が分からないことに加え、放射線の健康への影響は、実効線量への換算係数が ICRP 基準と ECRR 基準が異なるように、社会的立場によってその評価が異なる、あくまでも推定値であるという2点において、現段階では群馬県において甲状腺検査が必要である、または必要ではないといういずれの断定もできる段階ではない、と考えています。このような現状において、放射線の健康への影響が過小評価ならないために、安全側に立ち、甲状腺エコー検査事業及び土壌測定事業を実施しました。

事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
小児甲状腺エコー検査事業	ポータブルエコー機器による甲状腺エコー出張検査を実施しました。また年度末には1年間の検査についてデータを集計し、報告する場を設けました。	2017年 5月14日(日) 6月18日(日) 7月8日(土) 9月2日(土) 10月1日(日) 11月12日(日) 12月9日(土) 2018年 3月31日(土)	高崎市市民活動センターソシアス 高崎市市民活動センターソシアス おひさま飯塚保育園 原市赤心幼稚園 はるな生協組合員活動室 はるな生協組合員活動室 おひさま倉賀野保育園 高崎市総合福祉センター会議室	3	のべ226人
土壌測定事業		通年	NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ	1	のべ50人

特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ
第5回通常総会



【これまでの甲状腺エコー検査開催実績】

2015年度	107人	年間5回実施
2016年度	369人	年間9回実施
2017年度	226人	年間7回実施
累計実施人数	702人	

土壌測定パンフレット



2017年度甲状腺エコー検査チラシ（前半）

甲状腺エコー検査スケジュール【前半】

5月14日(日)	高崎市市民活動センター ソシアス (高崎市足門町1669番2)	定員 60名
6月18日(日)	高崎市市民活動センター ソシアス (高崎市足門町1669番2)	定員 60名
7月8日(土)	おひさま飯塚保育園 (高崎市飯塚町733番地)	定員 60名

※年度によっては1年間の検査実施会を実施する予定です

Timeセポーター会費として：お1人 1,000円(予約制)
検査対象：平成4年4月1日以降に生まれた方

甲状腺エコー検査と土壌測定

費用：1検体1,000円

2017年度、福島県の今について調査するため、土壌測定アートの開催を始めます。子どもたちがどのような環境で暮らしているのか、目に見える形で皆さんと共有していくことを目的としています。

- お申込み
下部の申込書の★印の欄にご記入の上、FAXしていただくか、お電話にてお申込みください。
受付 平日午前17時30分まで
☎027-384-3131
- 資料送付
ひだまりマルシェから土壌測定に関する詳しい資料をお届けいたします。ご確認ください。
- 土壌受渡し
A 甲状腺検査会場にて土壌の受渡しを行います。
B 郵送等での受渡し。ひだまりマルシェへ郵送ください。
(送料は依頼者負担となります)

2017年度甲状腺検査報告会チラシ

2017年度 甲状腺エコー検査報告会

福島県の七年、私たちの七年。

2018年 3月31日(土)
13:30～16:00

会場 高崎市総合福祉センター
会議室4(3F)
高崎市高崎の400番(15)

プログラム

第1部
2017年度
甲状腺エコー検査実施報告

第2部
「福島の子供、私たちの7年。」

主催
NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ
〒991-0011 高崎市足門町1669番2
TEL 027-384-3131

協賛
NPO法人 高崎市民活動センター 高崎市市民活動センター
高崎支店
ひだまりマルシェ

(2) その他の事業 : その他事業は実施しませんでした

第2号議案：2016年度収支決算報告及び監査報告（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 別紙参照

第3号議案：2018年度事業計画案（2018年4月1日2019年3月31日まで）

1 実施事業の成果及び実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

① ファミリーサポート事業：非収益事業（安中市 委託事業）

【2017年度の課題及びその対策】

- 事業の周知が未達成
⇒インターネット環境整備：現行のホームページとフェイスブックに加え、ツイッターの開設、子どもイベントサイト“いこーよ”への登録
⇒紙媒体での周知：フリーペーパーの作成
- 会員の整理・更新が徹底されていない
⇒電話での登録内容の確認を進める
- ファミリーサポートセンターの位置づけの再確認
⇒「1日8時間を超えて活動依頼を受け付ける」というセンター機能の実現に向けた人員配置の再考
：アドバイザー2名の体制への変更
：市役所開所日数と同等の日数、センターを開所する（やむを得ず臨時休業となる場合は、代替開所日を設定する）
- 障害児及び離婚調停中・外国籍の方々の相談など、配慮が必要なサポート相談の増加
⇒アドバイザーの資質向上の必要性：アドバイザー研修会の実施
- 塾送迎に関する位置づけの再確認 ⇒タクシーとの連携も視野に含め、情報収集する

【2018年度と大きく異なる点】

- 24時間講習の実施についての再検討
⇒子ども課の地域子育て支援計画に「子育てサポーター養成講座の開催」が明記されているため、実施は必須であるため、年間4日間開催
- ワークショップ等イベント実施の意義について再考した上で、実施する
- 土日のセンター開所：年間30回以上のセンター開所が2018年度受託の条件であり、実施

【対象とする社会課題】 核家族化・少子化・育児の社会化

事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
ファミリーサポートセンター事業	安中市ファミリー・サポート・センター実施要綱3条1項、2項、5項、6項 ・提供会員及び依頼会員の募集及び登録並びに会員組織の運営 ・相互援助活動の調整、把握 ・関係機関との連絡調整 ・広報に関すること	通年	NPO 法人 Annaka ひだまり マルシェ 及び 会員宅	2	安中市内 在住者 のべ500人
子育てサポーター養成講座の開催	安中市ファミリー・サポート・センター実施要綱3条3項 ・相互援助活動に関わる講習（全4日間開催）	2018年 7月4日（水） 9月5日（水） 9月22日（土）	安中市文化センター	2	安中市内 在住者 のべ100名
会員交流会	安中市ファミリー・サポート・センター実施要綱3条4項 ・事業についての周知の場所としての開催 ・会員間相互交流の場の提供	2018年 11月23日（金）	NPO 法人 Annaka ひだまりマ ルシェ	3	安中市内外 100名

【事業スケジュール】

- 4・5月：担当者変更の諸手続き／パンフレット等紙媒体の内容見直し／広報手段の改善
- 6月～9月：会員の更新、整理
- 10・11月：会員交流会準備
- 12月～：2018年度総括と2019年度事業計画の策定

【検討事項】保護者の要望をどこまで受け入れるのか。どこで手を引くのか。事業を実施すること自体が目的とならないために、対象とする社会課題へのひとつのアプローチとして実施しているという統一見解が必要である。



② コミュニティ事業 : 収益事業

【2017年度の課題及びその対策】

ひだまりマルシェが運営するカフェは、食と共に『居場所作り』『困ったときに気軽に立寄れる場所』としてのコミュニティの場を目的としています。また拠点を持たない『市民活動団体』が活動しやすい様、場所の提供で活動をサポートします。よって今年度より『カフェ事業』から『コミュニティ事業』に名称変更します。

カフェ部門において2017年度は、週1回～月1回程度来店のリピーター客は前年に比べ増加しましたが、新規の顧客増加は微増でした。原因は、店頭・店内を含め広告・宣伝・POPが未だに不十分であること。2018年度は、看板・POP等を早急に設置し、カフェ営業の認知度の向上を目指します。ランチメニューも内容の見直しを通してドリンク付きにすることでお客様の満足感を高め、客数（リピーター）を増やし、売上増を図り、事務所兼店舗の維持管理費の捻出に努めます。要望の多かった土日営業を、昨年度までの土曜市の日程で、月1回最終土曜日に開始予定。イベントではなく《カフェ営業の拡大》とし、新規顧客獲得を狙います。

また赤い羽根共同募金が実施する『募金百貨店プロジェクト』に“持ち帰り弁当”と“ドリンク”で参加。各商品の売上1点につき10円を社会福祉推進のための募金として赤い羽根共同募金に寄附します。お客様はこの“持ち帰り弁当”“ドリンク”を選ぶことで、社会貢献のための寄附を行うことに繋がり、ひだまりマルシェが目標としている『支えあう地域作り』への行動の一端になると考えます。募金は広域配分における防災関連事業（群馬県内）へ配分されます。（上原）

【対象とする社会課題】

- 食の安全（放射能汚染、食品添加物、地産地消、農薬、種）
- 人と人とのつながり、コミュニティ
- 市民活動

【法人事業としての位置づけと役割】

- 法人唯一の収益事業であることから、事務所兼店舗の維持管理費の捻出に貢献する。
- 食という身近な切り口を以て、ひだまりマルシェへの気軽なコミットを促す役割を担う。
- ランチ提供を通して、子どもたちとの暮らしの中での食の安全についての提案を行う。
- 法人会員とのコミュニケーションの場。
- 来客者とのコミュニケーションを通じて、法人事業や理念についての理解を深める。
- 市民活動の拠点としての役割



事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び人数
カフェ事業	ランチタイムの営業及びおかず3品の『おかずセットを販売』。シェアカフェ時にランチ・ドリンク・デザートなどを販売。	月・火・木・金(祝除)及び シェアカフェ予約日	NPO 法人 Annaka ひだまり マルシェ	2	安中市内及び近 隣市町村在住者
イベント 出店	広報活動も兼ね、開催意義に賛同するイベント等への出店を行う。 ・バイブレーションテーブル(下仁田町) ・もりのまつり(安中市内)	年間4回	安中市及び 近隣市町村	2	安中市及び近隣 市町村在住者
市民活動支援 事業	・市民活動支援事業 …市民活動拠点として、ワークスペースのシェア や講習会の開催などを行う	ワークスペースのシェア：通年 講習会は年間5回程度	NPO 法人 Annaka ひだまり マルシェ	1	主に安中市及び 近隣市町村在住 者
月1 土曜カフェ 及び 土曜日	従来のイベント的な内容を改め、土曜日営業の開始 ・毎月最終土曜日はカフェを営業 9月：オレンジカフェ「遺影撮影会」開催 ・以下の月は土曜市の開催 7月：ビアガーデン 11月：5周年イベント(子ども夢基金に申請検討) 12月：年末市	・毎月最終土曜日カフェ営業を 行う ・但し、7月、11月、12月は土 曜日として開催		2	安中市及び近隣 市町村在住者
委託販売事業	手作り雑貨や地産地消商品の委託販売を実施する。	通年		1	安中市及び近隣 市町村在住者
ひだまり Lab.	暮らしの周りにおける社会問題について考えます。	通年		1	特に設定せず

③ 3.11 事業 : 非収益事業 (助成元: パルシステム連合)

【2017年度の課題及びその対策】

- 昨年度受検したお子さんが継続して受検する流を作れなかったこと
⇒特に A1 判定だった方へのアプローチを再考する
- 受検者の低年齢化 (事故当時誕生日だった 5 歳以下のお子さんの受検が多い)
⇒健康への影響という点だけでなく、自己以前と比べると多い放射性物質が現在も子どもたちの生活圏に存在していることは確かであり、それらへの関心を喚起するという点では、受検年齢の下限を設ける必要性はないと考える
- 検査場所が安中市と高崎市のみであり、線量の面からみて必要であると考えられる県北での実施が実現していないこと
⇒県北での実施が実現できるよう、2018 年度の実施計画を立てる
- SNS 等のインターネットを用いた告知ができないため、広報の広がりが断定的であること
⇒組織的な広がりが実現できるよう、協賛団体を増やしていく
- 継続受検者のデータを一元的に管理できないこと
⇒salesforce における通し番号によるデータの一元管理を進める
- 同じ親としての立場をより鮮明にしたピアサポートの要素を生かす形を提示できなかったこと
⇒報告会に出席された方などに積極的にはたらきかける

【対象とする社会課題】

- 放射線の健康への影響
- 原子力発電、電力、自然エネルギー

【法人事業としての位置づけと役割】

- 法人設立のきっかけとなった 3.11 を問い続ける、法人の理念を事業化したものであり、常に初心を振り返ることのできる位置づけにある
- 社会課題に市民が専門職と協働して取り組むという

事業名	事業内容	日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
甲状腺エコー検査事業	子どもたちの暮らす環境中にあるリスクを過小評価せず、その健康に注視し続けていくために実施します。また、年度末には集積したデータを広く一般と共有する報告会を開催します。	2018年 6月3日(日) 7月21日(土) 9月15日(日) 12月1日(日) 2018年 3月30日(土)	高崎市市民活動センター ソシアス パルシステム群馬 東毛センター おひさま飯塚保育園 パルシステム群馬 東毛センター 高崎市総合福祉センター	3	のべ300人 群馬県内居住者
土壌測定事業	子どもたちの暮らす環境中にあるリスクを過小評価しないために、現況について調査する土壌測定事業を実施します。	通年	NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ	1	のべ50検体



第4号議案：2018年度社員・役員（案）について

【2018年度社員(案)】

	氏名
1	神戸るみ
2	上原雅代
3	齋木亜弓
4	佐藤美保
5	勝見朱子
6	真庭智子
7	増田守男
8	山田秀一
9	星野由紀
10	黒岩勢津子

【2018年度役員(案)】

	氏名	役職	報酬
1	神戸るみ	理事	無
2	佐藤美保	理事	無
3	真庭智子	理事	無
4	勝見朱子	理事	無
5	増田守男	監事	無

特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ
第5回通常総会



第5号議案：2017年度収支予算案（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

科目	管理	ファミリー・サポ-ト・センター事業	311事業	コミュニティ事業		合計
				カフェ	市民活動支援	
Ⅰ 経常収益						
1. 受取会費	100,000	0	200,000	0	0	300,000
2. 受取寄付金	0	0	0	0	0	0
3. 受取助成金	0	4,560,000	800,000	0	150,000	5,510,000
4. 事業収益	0	68,000	0	1,200,000	0	1,268,000
5. その他収益	0	0	0	1,200,000	0	1,200,000
経常収益計	100,000	4,628,000	1,000,000	1,200,000	150,000	8,278,000
Ⅱ 経常経費						
1. 人件費						
給与手当	0	3,020,000	480,000	120,000	0	3,620,000
人件費計	0	3,020,000	480,000	120,000	0	3,620,000
2. その他経費						
売上原価	0	0	0	360,000	0	360,000
通信費	0	120,000	10,000	20,000	0	150,000
水光熱	0	400,000	0	100,000	0	500,000
広告宣伝	0	100,000	15,000	40,000	0	155,000
接待交際	0	10,000	15,000	0	0	25,000
会議費	0	10,000	30,000	0	0	40,000
旅費交通費	0	60,000	60,000	0	5,000	125,000
事務用品	0	50,000	50,000	10,000	30,000	140,000
印刷製本	0	60,000	50,000	10,000	20,000	140,000
備品消耗品	0	30,000	40,000	50,000	10,000	130,000
新聞図書	0	30,000	30,000	0	30,000	90,000
修繕費	0	30,000	30,000	20,000	0	80,000
地代家賃	0	288,000	0	72,000	0	360,000
郵送費	0	80,000	50,000	0	0	130,000
車両費	0	0	0	0	0	0
保険料	0	60,000	10,000	3,000	2,000	75,000
諸謝金	0	100,000	50,000	0	50,000	200,000
諸会費	0	0	0	10,000	0	10,000
租税公課	90,000	0	0	0	0	90,000
研修費	0	10,000	50,000	5,000	0	65,000
支払い手数料	0	5,000	0	3,000	0	8,000
管理諸費	0	160,000	0	40,000	0	200,000
減価償却	0	0	0	0	0	0
雑費	10,000	5,000	10,000	243,400	0	268,400
その他経費計	100,000	1,608,000	500,000	986,400	147,000	3,341,400
経常経費計	100,000	4,628,000	980,000	1,106,400	147,000	6,961,400
当期経常増減額	0	0	20,000	93,600	3,000	1,316,600

会費収入の安定を目指すのが、会員になっていただくことを目的とするのではなく、法人運営を行う中で結果として会員が増えるという形が理想であると考えている。

カフェ部門収益より、神戸立替金を月2万円（年額24万円）返済する。

6号議案：定款変更について

平成28年度NPO法改正により、NPO法人に対して、毎事業年度終了後法人自らが貸借対照表を公告する義務が課せられます。また併せて、毎事業年度終了後の法務局への資産の総額の登記が不要となります。

貸借対照表の公告の方法については以下の4つの中から選択し、定款に明記しておく必要があるため、この場において、その方法について協議します。

【貸借対照表広告の方法】

- i) 官報に掲載する方法（有料）
- ii) 日刊新聞に掲載する方法（有料）
- iii) 電子公告（NPO法人が運営するHPや「内閣府NPO法人ポータルサイト」に法人自らが掲示する方法）
- iv) 法人の主たる事務所の講習の見やすい場所に1年以上継続して掲示する方

【定款変更案】

条文	新	旧
第56条	この法人の公告は、この法人の掲示場に公告するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</u>	この法人の公告は、この法人の掲示場に公告するとともに、官報に掲載して行う。

第5回通常総会 資料編

- 安中市ファミリー・サポート・センター設置要綱（安中市）
- 子育て援助活動支援事業実施要綱 新旧対照表（厚生労働省）